平成２１年（フ）第１０７３号
大阪府岸和田市田治米町250番地府営住宅24棟306号
債務者　紺谷津由子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４２８号
香川県東かがわ市松原1684番地　市営小磯団地Ａ棟７号
債務者　廣瀬　靖志
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４８５号
香川県高松市太田下町2677番地３
債務者　山田美恵子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後２時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４０９号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷111番地１、旧住所長崎県長崎市葉山２丁目１番22―302号
債務者　泉　　慎
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５２４号
長崎県長崎市銭座町13番48号　ＫＡＺＵＥハイツ101号室、旧住所長崎県長崎市大浜町529番地16
債務者　木下　憲吾
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５７３号
長崎県長崎市福田本町1790番地２
債務者　藤本　　勉
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５７８号
長崎県長崎市香焼町414番地　Ｋ３―508
債務者　樋口　孔明
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５８０号
長崎県長崎市音無町12番12―203号
債務者　山下　芳郎
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７２号
山口県山陽小野田市叶松１丁目16番２―403号県営住宅Ｂ棟403号
債務者　藤原　文雄
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第２０９号
香川県丸亀市福島町９番地17　ステーションハイツ207号
債務者　陸　　雪妹
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第２３８号
宮城県遠田郡涌谷町字新中島乙68番地６
債務者　鈴木　洋子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２５０６号
名古屋市守山区小幡中２丁目17番13号
債務者　小林　　仁
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６６７号
名古屋市北区中味鋺３丁目311番地サザンコート202号
債務者　宮川　光一
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７９７号
名古屋市中川区戸田５丁目1906番地、住民票上の住所名古屋市中川区吉津５丁目902番地の１
債務者　大橋　康範
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８２７号
名古屋市中村区本陣通６丁目31番地の５シャトー中村公園501号
債務者　加藤新太郎
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８５２号
名古屋市中村区名駅南５丁目４番19号　第８スカイパレス305号
債務者　森下　敏行
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１４１号
名古屋市緑区鳴海町字赤塚98番地　赤塚ハイツ201号
債務者　吉田八枝子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部